

インカムタックスリターン申告書類作成依頼書

お申し込み日:

氏名 (アルファベット) Name	(姓 Last) (名 First)	性別 Gender 男・女
生年月日 Date of Birth	(Month) (Day) (Year)	S.I.N or I.T.N
申告書に記載するご住所 (CRA からの通知書類や小切手**が届くご住所) **小切手は還付金の受け取り方法を小切手希望にされた場合のみ	(注) 日本のご住所を記載することもできますが、GST/HST CREDIT などのベネフィットリターンをご希望の方は、カナダ国内のご住所にされることをお勧めします。郵便番号・POSTAL CODE も必ずご記入ください。 〒	
カナダ国内での電話番号 Phone Number		
Email アドレス (日本帰国後も使用されるもの 複数登録可)	弊社からの Email が迷惑メールに分類されることがありますのでご注意ください。	
婚姻状況 (該当箇所にお印) (申告年の 12 月 31 日時点) Marital Status	Married / Living common-law / Widowed / Divorced / Separated / Single この申告年に上記の婚姻状況が変りましたか? <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes (Date:) 配偶者・扶養家族がいる場合は別紙 3 ページ目もご記入下さい。配偶者の方も収入がある場合は弊社宛の申込書へご記入下さい。	
希望申告年度 Tax Year	今回がはじめての申告ですか? はい・いいえ	
申告年度の 12 月 31 日時点で 居住していた州名	(12 月 31 日より前にカナダを出国される場合は最後の居住州を記入。複数年申告の場合は各年について記入)	
カナダへの入国日 (申告年度途中に入国された方のみ)	(Month) (Day) (Year)	申告年度中に居住州の変更があればご記入下さい。 (Month) (Day) (Year)
カナダからの出国(予定)日 (一時的な出国の場合は記入不要)	(Month) (Day) (Year)	州から 州へ転居 予定・確定・未定だが 6 月迄に出国・未定 (該当にお印)
GST/HST CREDIT の申請 ** 4 ページ目 #3 の説明をご参照 下さい。	<input type="checkbox"/> 申請する (2 年目以降の申告で、申告年の翌年 7 月以降もカナダに居住される方) <input type="checkbox"/> 追加申請を弊社へ依頼する (初年度申告の方 申請用紙 RC151 へ記入 \$10 の追加費用) <input type="checkbox"/> 申請しない (2 年目以降の申告で、申告年の翌年 6 月までにカナダから出国される方) (注) GST/HST CREDIT、オンタリオ州からの消費税・レントに対する還付は、すべて World Income で還付査定されます。いずれかの還付をご希望の場合は GST/HST CREDIT の追加申請用紙の提出を することで、すべての還付査定が行われます。2 年目以降の申告の方は提出不要です。	
還付金受け取り方法	<input type="checkbox"/> CRA からカナダ国内の銀行口座へ入金 (Direct Deposit) (無料) <input type="checkbox"/> CRA から小切手を受け取る (カナダ国外へも郵送可) (無料) カナダ国外で小切手を換金される場合は、ご利用の銀行で換金手数料がかかります。 また、小切手発行日から 6 か月以内に換金必要があります。(カナダ国内での換金は無期限) *** CRA : Canada Revenue Agency	

カナダの銀行口座情報

初めての登録あるいは変更される方は DIRECT DEPOSIT 申込書へもご記入下さい。

銀行番号 Bank # (必ず 3 桁):	(注) 銀行口座情報が正しくない場合は、申告書に記載したご住所へ小切手が郵送されます。その場合は、口座の再登録が必要になります。銀行口座を解約された場合も、それ以降に発行される還付金は小切手になります。
支店番号 Branch/Transit # (必ず 5 桁):	
口座番号 Account # (最大 12 桁):	
<input type="checkbox"/> 以前の申告時に登録済 <input type="checkbox"/> VOID Cheque 添付	

Office use only Code: RENT T4 () T 3/5/R () T2202A C M GHC CP/PAX/AT

CP Staff	Inv#	Amt	Paid on	Completed the Doc.
Estimated Refund Amount	Income Tax :	GST/HST :		PAX CRA
Income Tax	Rcvd Date	Amt	Paid Date	Amt
	Rcvd Date	Amt	Paid Date	Amt
	Rcvd Date	Amt	Paid Date	Amt
	Rcvd Date	Amt	Paid Date	Amt
	Rcvd Date	Amt	Paid Date	Amt

Ontario Energy & Property Tax Credit を 申し込む・申し込まない (該当するほうに○印)

**** 申告年度の翌年7月以降オンタリオ州に居住されない方は対象外****
 ホームステイ費用は支払額の **50%**を部屋代として申告してください。

(エージェントや学校に支払った場合も大家(Landlord)名はホストファミリー名をご記入下さい)
 複数年のお申し込みの場合は各年の12月までのレント情報を個別にご記入ください。

居住先 住所1		レシート
居住期間・月数	年 月 ~ 月 ヶ月間	なし・ご本人保管
支払い総額	\$ (Security Deposit, 申告年に未使用の Last Month Deposit は除外)	(Interac のレシートや
大家(管理会社)名		契約書は無効)
居住先 住所2		レシート
居住月数	年 月 ~ 月 ヶ月間	なし・ご本人保管
支払い総額	\$ (Security Deposit, 申告年に未使用の Last Month Deposit は除外)	(Interac のレシートや
大家(管理会社)名		契約書は無効)
居住先 住所3		レシート
居住月数	年 月 ~ 月 ヶ月間	なし・ご本人保管
支払い総額	\$ (Security Deposit, 申告年に未使用の Last Month Deposit は除外)	(Interac のレシートや
大家(管理会社)名		契約書は無効)

申告時にはレシートは提出しませんが、申告内容の確認のため後日提出を求められる場合があります。
 レシートがないものは申告に含めないことをお勧めします。

提出する T4 Slip あり・なし (該当するほうに○印)

複数箇所働いた場合は、すべての T4 スリップ (源泉徴収票) を提出してください。各雇用主から CRA 側に提出された T4 スリップと申告者からの T4 スリップの情報が一致しない場合は還付額が変わってきます。

1. 雇用者 (会社) 名		T4
働いていた州		添付・後日送付(本人から・雇用主から)
2. 雇用者 (会社) 名		T4
働いていた州		添付・後日送付(本人から・雇用主から)
3. 雇用者 (会社) 名		T4
働いていた州		添付・後日送付(本人から・雇用主から)

TTC メトロパス(注1)を所得控除として申告に 含める・含めない (該当するほうに○印)

トロント以外の都市の Public Transit のパスも同様に利用できます。(Weekly Pass は、連続4週間単位の購入のもののみ有効)

申告月数	ヶ月 (2017年6月分までが有効)	パス枚数
支払総額	\$	枚 (ご本人保管)

学校授業料(ESL クラスは除く)(注1)を所得控除として申告に 含める・含めない (該当するほうに○印)

学校名 1	支払総額	\$	領収書あるいは T2202A 添付必要
学校名 2	支払総額	\$	領収書あるいは T2202A 添付必要

(注1) メトロパスと学校授業料は、無収入・あるいは基礎控除額未満(非課税収入)の方は該当しません。

授業料に関しては繰り越し利用できますので、翌年以降に課税収入になる予定の方は事前に登録しておきましょう。

また、配偶者がいる方は授業料・パス共にご自分で使用しきれなかったものは、配偶者へトランスファー可能です。



Canada Planners International Services, Inc.

300 Balliol Street Suite 715 Toronto Ontario Canada M4S 3G6
 P: 416-322-7448 F: 416-322-8059 E: tax@canadaplanners.net
 W: http://www.canadaplanners.net

以下の質問にお答え下さい。(該当の答えに○印 / ご夫婦の場合は配偶者の方の答えは配偶者欄にご記入下さい)

1. カナダ市民(カナダ国籍保持者)ですか? はい・いいえ
2. 1の答えが「はい」の場合: CRAが個人情報を選挙の利用目的に使用することを許可しますか? はい・いいえ
3. カナダに居住されている期間中にカナダ国外で収入がありましたか? はい・いいえ
4. カナダ国外に\$10万を超える資産(除:個人使用目的の家)を申告年度中に保有されたことがありますか? はい・いいえ
5. 申告年度に13週間を超える期間フルタイムの学生として大学、カレッジ、職業訓練学校に通われていましたか? はい・いいえ

2 ページ目以外のもので申告に含めるもの(該当のものに○印、レシートを添付して下さい):

T5 () 枚、RRSP () 枚、T3 () 枚、RC-62、Children's Fitness Amount、Children Arts Amount、Child Care Expense、Medical Expense その他 _____

Children's Fitness Expense(CFE)、Children's Arts Amount(CAA)共に申告年の年初に16歳未満の子供一人につきCFEは上限\$500まで適用でき控除でなく現金還付(8週間以上連続(週1回以上の受講)、サマーキャンプは連続5日以上等が条件)、CAAは上限\$250まで控除対象になります。ONTARIO Children's Activity Tax Creditは上記2項目と同じ適用条件ですが、上限\$560(2016年)で控除でなく現金還付になります。

前述の3つのお子さんに対するベネフィットは2016年の申告までに適用され、2017年は廃止されています。

Child Care Expenseは基本的には共働きの世帯の所得が低いほうの申告者が所得控除として利用できます。

一方の配偶者が無就業・無就学の場合は対象外。就学されている場合も、就学期間に応じて控除額が変わります。

Medical Expenseは世帯全体の医療費用が申告者*のNET INCOME(Line 236)の3%を超えた部分を医療費控除として適用できます。

個人で加入している医療保険、歯科、処方箋がある売薬、眼科等(処方箋のあるコンタクトレンズ、メガネも含む)。

下記のリンクで控除対象になるものが詳しく確認できます。* ご夫婦で共働きの場合: 所得が低い方へ適用するほうがお得です。

<http://www.cra-arc.gc.ca/tx/ndvdl/tpcs/ncm-tx/rtrn/cmpltng/ddctns/lns300-350/330/llwbl-eng.html>

通年居住者の場合、\$3,514(2017年)以上のNET INCOMEで、医療費がその3%を超える場合はRefundable Medical Expense Supplementが適用可。

詳細: <http://www.cra-arc.gc.ca/tx/ndvdl/tpcs/ncm-tx/rtrn/cmpltng/ddctns/lns409-485/452-eng.html>

配偶者・扶養家族情報 (世帯主名: (Last) (First))

氏名(アルファベット)	(Last)	(First)		性別	続柄
				男・女	配偶者・息子・娘
生年月日	(Month)	(Day)	(Year)	S.I.N or I.T.N	
収入	なし・あり(\$) UCCBも含めてください。			1. カナダ市民 はい、いいえ	
カナダ入国日	(Month)	(Day)	(Year)	世帯主と同じ	2. 個人情報 はい、いいえ
カナダ出国(予定)日	(Month)	(Day)	(Year)	世帯主と同じ	3. カナダ国外での収入 はい、いいえ
					4. \$10万を超える海外資産 はい、いいえ
					5. 13週間以上の通学(F/T) はい、いいえ
氏名(アルファベット)	(Last)	(First)		性別	続柄
				男・女	息子・娘
生年月日	(Month)	(Day)	(Year)	S.I.N or I.T.N	
カナダ入国日	(Month)	(Day)	(Year)	世帯主と同じ	
カナダ出国(予定)日	(Month)	(Day)	(Year)	世帯主と同じ	
氏名(アルファベット)	(Last)	(First)		性別	続柄
				男・女	息子・娘
生年月日	(Month)	(Day)	(Year)	S.I.N or I.T.N	
カナダ入国日	(Month)	(Day)	(Year)	世帯主と同じ	
カナダ出国(予定)日	(Month)	(Day)	(Year)	世帯主と同じ	
氏名(アルファベット)	(Last)	(First)		性別	続柄
				男・女	息子・娘
生年月日	(Month)	(Day)	(Year)	S.I.N or I.T.N	
カナダ入国日	(Month)	(Day)	(Year)	世帯主と同じ	
カナダ出国(予定)日	(Month)	(Day)	(Year)	世帯主と同じ	

弊社サービスのご利用に際して以下のことをご理解・ご承諾いただけたけますようお願いいたします。

カナダプランナーズ御中

1.	申告後半年から1年経過してからCRAによる申告内容の再審査が行われる場合があります(無作為に選択されます)。申告に関係する書類は6年間保存する義務があります。(SIN,すべてのビザ、レントレシート、学校入学許可書など)	イニシャル
2.	レントレシート、TTCパスは、タックスリターンの申告書といっしょに提出はしませんが、CRAから提出を請求される場合があります。その際に提出できないと虚偽申告とみなされ該当の還付金の返金を要求されます。学生・ビジターの方の申告に対する再調査の確率が比較的高いです。	
3.	GST/HST CREDITは無収入、低収入者(カナダ国内外すべての収入含む)へ連邦政府から還付されるものです。申告年度に通年カナダに居住している場合は、申告年度の翌年7月、10月、翌々年1月、4月に4分割で還付されず(2017年申告標準還付額 \$284.00)。この場合は、各還付時にカナダに居住されている方に受給資格があります。 但し、申告年度途中でカナダへ入国された場合は追加申請が必要です。 GST/HST CREDITの還付査定にはカナダ国外の収入も含めたWorld Incomeを用いるためCRAが把握していないカナダ国外での収入(無収入の場合も含む)を報告します。 追加申請後に還付対象者が得られるGST/HST CREDITの内訳(追加申請で得られる還付金は一括還付されます): 申告年度の3月31日までにカナダへ入国: 申告年度4月、7月、10月、その翌年1月、4月分 申告年度の6月30日までにカナダへ入国: 申告年度7月、10月、その翌年1月、4月分 申告年度の9月30日までにカナダへ入国: 申告年度10月、その翌年1月、4月分 申告年度の10月1日以降にカナダへ入国: 申告年度翌年1月、4月分 カナダでの居住者でなくなった時点で還付受給資格も喪失します。受給資格がないまま還付を受け続けた場合は該当部分のGST/HST CREDITの返金を求められます。弊社ではトラブルを避ける為、カナダからの出国予定者に対しては追加申請時に予めカナダ出国日を報告し、受給資格がある部分のみを還付申請します。追加申請は過去の居住分に対してのものなので、還付された時点でカナダに居住されていなくても受給資格があります。 (追加申請を弊社へ依頼される方は書式RC151へご記入下さい 弊社代行費用\$10はお申し込み時にお支払い下さい)	
4.	弊社が計算した還付予定額と実際の還付額に差異が生じる場合がございます。源泉徴収の仕方によっては追加納税が必要になる場合もございます。本申告書作成サービスには、CRAへの連絡業務は含まれていません(別途有料)。	
5.	T4の請求を弊社から雇用主へ行いませんので必ずご自身で行ってください。	
6.	弊社からお申込者へのご連絡は基本的にEMAILにて行います。少なくとも申告書作成完了後1年間は連絡が取れるEMAILアドレスをお知らせ下さい。弊社からのメールが迷惑メールにならないように事前に対処しておいて下さい。	
上記の内容を理解・承諾します。 ご署名 日付		

-----以下 弊社控え 切り取ってお渡しく下さい-----

カナダプランナーズ御中

1.	申告後半年から1年経過してからCRAによる申告内容の再審査が行われる場合があります(無作為に選択されます)。申告に関係する書類は6年間保存する義務があります。(SIN,すべてのビザ、レントレシート、学校入学許可書など)	イニシャル
2.	レントレシート、TTCパスは、タックスリターンの申告書といっしょに提出はしませんが、CRAから提出を請求される場合があります。その際に提出できないと虚偽申告とみなされ該当の還付金の返金を要求されます。学生・ビジターの方の申告に対する再調査の確率が比較的高いです。	
3.	GST/HST CREDITは無収入、低収入者(カナダ国内外すべての収入含む)へ連邦政府から還付されるものです。申告年度に通年カナダに居住している場合は、申告年度の翌年7月、10月、翌々年1月、4月に4分割で還付されず(2017年申告標準還付額 \$284.00)。この場合は、各還付時にカナダに居住されている方に受給資格があります。 但し、申告年度途中でカナダへ入国された場合は追加申請が必要です。 GST/HST CREDITの還付査定にはカナダ国外の収入も含めたWorld Incomeを用いるためCRAが把握していないカナダ国外での収入(無収入の場合も含む)を報告します。 追加申請後に還付対象者が得られるGST/HST CREDITの内訳(追加申請で得られる還付金は一括還付されます): 申告年度の3月31日までにカナダへ入国: 申告年度4月、7月、10月、その翌年1月、4月分 申告年度の6月30日までにカナダへ入国: 申告年度7月、10月、その翌年1月、4月分 申告年度の9月30日までにカナダへ入国: 申告年度10月、その翌年1月、4月分 申告年度の10月1日以降にカナダへ入国: 申告年度翌年1月、4月分 カナダでの居住者でなくなった時点で還付受給資格も喪失します。受給資格がないまま還付を受け続けた場合は該当部分のGST/HST CREDITの返金を求められます。弊社ではトラブルを避ける為、カナダからの出国予定者に対しては追加申請時に予めカナダ出国日を報告し、受給資格がある部分のみを還付申請します。追加申請は過去の居住分に対してのものなので、還付された時点でカナダに居住されていなくても受給資格があります。 (追加申請を弊社へ依頼される方は書式RC151へご記入下さい 弊社代行費用\$10はお申し込み時にお支払い下さい)	
4.	弊社が計算した還付予定額と実際の還付額に差異が生じる場合がございます。源泉徴収の仕方によっては追加納税が必要になる場合もございます。本申告書作成サービスには、CRAへの連絡業務は含まれていません(別途有料)。	
5.	T4の請求を弊社から雇用主へ行いませんので必ずご自身で行ってください。	
6.	弊社からお申込者へのご連絡は基本的にEMAILにて行います。少なくとも申告書作成完了後1年間は連絡が取れるEMAILアドレスをお知らせ下さい。弊社からのメールが迷惑メールにならないように事前に対処しておいて下さい。	
上記の内容を理解・承諾します。 ご署名 日付		